

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱の制定について

16生産第8097号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成18年	3月31日	17生産第8575号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9322号
改正	平成20年	4月1日	19生産第10001号
改正	平成21年	1月27日	20生産第5674号
改正	平成21年	4月1日	20生産第10024号
最終改正	平成21年	5月29日	21生産第1070号

農業競争力強化対策民間団体事業について、この度、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

(別紙)

農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱

第1 趣旨

近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれず輸入農畜産物による代替が急速に進行しており、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すため、産地の競争力強化が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、農業競争力強化対策民間団体事業（以下「本事業」という。）においては、消費者・実需者ニーズへの対応、一層の低コスト化及び高品質・高付加価値化等の競争力強化に向けた取組を推進するための新たな生産技術、生産システムの開発・普及、消費形態の変化に即した効率的な流通体系の確立等、生産・流通・消費にわたる総合的な対策を実施する。

第2 事業の種類、内容等

本事業で実施する事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体の長は、事業の実施計画を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出しその承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体の長は、生産局長が別に定めるところにより事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第6 事業の終期及び見直し

- 1 本事業の個々の事業は、単年度で完了することを原則とする。
ただし、畜産生産技術高度化機械リース事業は平成22年度、優良繁殖雌牛更新促進事業は平成22年度、及び畜産経営維持安定特別対策事業は平成27年度までを実施する期間とする。
- 2 畜産経営維持安定特別対策事業の事業実施主体は、当該事業について、平成21年度までに見直しを行い、その後5年に1回、見直しを行うものとする。
- 3 畜産経営維持安定特別対策事業の事業実施主体は、2の見直しを実施したときは当該事業に係る基金の次の事項を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。
 - (1) 本事業に係る基金の名称
 - (2) 基金の額及び国庫補助金相当額
 - (3) 基金の保有割合並びにその算出に用いた数式及び数値
 - (4) 本事業の概要
 - (5) 本事業を終了する時期
 - (6) 見直しの概要及び次回の見直しの時期

第7 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の制定について」(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)により廃止された「生産振興総合対策事業実施要綱」(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。)別表第2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の3の畜産生産技術高度化機械リース事業により導入した生産技術高度化機械等に係る規定の適用及び「生産総合対策実施要綱の一部改正について」(平成15年4月1日付け14生産第10231号農林水産事務次官依命通知。以下「改正通知」という。)附則に基づき、改正通知による改正前の旧生産要綱別表2の対策事業名の欄の1の事業内容の欄の4の畜産経営維持安定特別対策事業に係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 「畜産再編総合対策事業実施要領」(平成7年4月1日付け7畜B第371号農林水産事務次官依命通達)別表の事業種類の欄の12及び「畜産振興総合対策事業実施要綱」(平成12年4月1日付け12畜B第310号農林水産事務次官依命通知)別表第1の事業種類の欄の6の経営効率化機械緊急整備リース事業により導入した飼養管理関連機器等に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年1月27日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

別表（第2関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 地産地消推進活動支援事業 この事業は、地産地消の取組を推進するため、成功事例等の収集、分析、地産地消の推進のための人材育成や他産地への派遣及びあっ旋、インターネット等を活用した情報提供、直売所の経営改善・高度化モデルの構築等を行う事業とする。</p>	民間団体等（生産局長が別に定めるものとする。以下同じ。）	定額
<p>2 花きを暮らしに取り込む活動等推進事業 この事業は、花きを暮らしに取り込む活動等の推進のため、花のある生活様式の提案、花きを活用した生活向上のモデル的取組の普及、花きの生産・出荷者と小売業者等との連携強化の促進等を行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>3 農林水産知的財産戦略総合推進事業 (1)農林水産知的財産発掘・活用促進事業 この事業は次に掲げるアからエまでの事業を実施するものとする。 ア 農林水産知的財産の流通手法の開発及び農林水産知的財産情報の集積・提供を行うための事業運営委員会の開催 イ 農林水産業の現場の技術、ノウハウ等を管理・許諾し、流通させる手法の開発、実証等 ウ 農家等中小零細経営体の知的財産の活用・管理の委託方法に係る検討会の開催等 エ 農林水産分野の特許技術等の活用事例の調査、農林水産分野の知的財産情報の集積、農林水産分野の知的財産情報の活用のためのホームページの運営と検索システムの改良等</p>	民間団体等	定額
<p>(2)農林水産物等知的財産保護強化推進事業 この事業は、海外での知的財産権取得、不当な商標出願等に対する都道府県等利害関係者による共同対応を促進するため、利害関係者が知的財産保護に関する情報収集及び共有化を行うための会議の開催、海外における知的財産権制度等の調査、地方相談会の開催、中国等における商標出願等に対する監視対策会議及び外国政府等への働きかけを実施するために必要な資料の作成、商標出願状況の監視体制を整備するために必要な支援等を行う事業とする。</p>	民間団体等	定額
<p>4 農林水産分野知的財産人材育成総合事業 この事業は、次に掲げる(1)から(3)までの事業を実施するものとする。 (1) 農林水産分野における知的財産に係る人材育成のための研修の検討・調整等を行う事業検討委員会の開催 (2) 地域ブランドや生産現場における知的財産の活用を中心とした地方公共団体の行政担当者、農協の営農指導員、関連企業等向けの研修実施等 (3) 知的財産の概念、育成者権を中心とした権利取得、権利侵害対応等に関する普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、情報の整理・分析、指導者支援窓口の設置等</p>	民間団体等	定額
<p>5 畜産生産基盤育成強化対策推進事業 この事業は、次に掲げる(1)及び(2)の事業を実施するものとする。</p>	民間団体等	定額（生産局長が別に定める相当定額）

<p>(1) 畜産生産基盤の育成強化</p> <p>ア 畜産経営の担い手育成に向けた経営支援の推進等</p> <p>(ア)経営技術の高度化推進 この事業は畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略・評価会議、全国会議等の開催、指導用資料の作成、指導情報の提供、専門家集団の組織化・派遣・養成研修会の開催等を行う事業とする。</p> <p>(イ)生産・経営情報中央データベースの構築等 この事業は効率的な経営支援指導活動を実施するためのデータベース構築に必要な機器の整備、システム開発、調査等を行う事業とする。</p> <p>(ウ)産地リーダー養成研修・経営者交流会の開催等 この事業は地域活性化に貢献するリーダー的経営管理者・技術者を養成するための養成研修、経営者交流会等を行う事業とする。</p> <p>イ 畜産経営の担い手育成に向けた情報提供・消費者との交流の推進等</p> <p>(ア)畜産情報ネットワーク（L I N）推進 この事業はL I Nシステムを活用した、畜産関係情報の収集、提供等に必要な機器の整備及びプログラムソフトの開発、畜産関係情報の収集、蓄積、分析等を行う事業とする。</p> <p>(イ)畜産関係情報相互交流体制推進 この事業は有機畜産物等における生産者と消費者間の情報交流を推進するために必要な企画検討会議等の開催、アンケート調査の実施等を行う事業とする。</p> <p>ウ 畜舎建築に係る関連基準の検討 この事業は畜舎等の建築コストを低減するため、畜舎建築に係る関連基準等の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行う事業とする。</p> <p>(2) 畜産経営の担い手育成に向けた経営継承促進等 この事業は畜産経営の担い手を育成するため、経営改善に係る調査・指導、畜産経営の経営継承者等に対する研修会の開催、調査、財務管理指導等を行う事業とする。</p>		
<p>6 飼料対策推進事業</p> <p>この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 飼料増産の啓発のための会議の開催等</p> <p>(2) 飼料生産利用技術の確立・普及及び優良品種の選定・普及に関する検討・調査を行うための検討会議の開催等</p> <p>(3) 高能力品種の育成・普及等及び輸入とうもろこし種子の検査のための条件整備の推進等</p> <p>(4) 公共牧場の効率的利用を推進するための会議の開催及び調査・指導等</p>	民間団体等	定額
<p>7 家畜改良増殖対策推進事業</p> <p>この事業は、次に掲げる(1)から(4)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 乳用牛改良に係る協議会・研修会・推進会議の開催、牛群検定成績の集計分析及びその結果の提供、牛群検定情報分析システムの開発、自動搾乳システム経営に適した個体能力測定手法の改善、遺伝的能力評価への活用を図るための分析・検討、計画交配による国産候補種雄牛の生産、検定材料娘牛生産のための全国調整、後代検定成績の集計、国内遺伝資源の活用促進、海外及び国産種雄</p>	<p>社団法人家畜改良事業団（昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</p> <p>社団法人中央畜産会（昭和30年12月1日に社団法人中央畜産会という名称で設立</p>	定額

<p>牛の能力分析等</p> <p>(2) 肉用牛改良に係る専門委員会及び中央協議会の開催、後代検定等に関する血統分析等</p> <p>(3) 肉用牛繁殖雌牛の調査指導に係る企画開発委員会の開催、繁殖能力等の情報処理等</p> <p>(4) 豚改良の遺伝的能力評価に係る全国協議会及び普及推進会議の開催、マニュアルの作成等</p>	<p>された法人をいう。)</p>	
<p>8 畜産新技術実用化対策推進事業</p> <p>この事業は、次に掲げる(1)から(3)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 和牛の形質についての客観的な評価指標の開発、遺伝子の解析、これにより得られた遺伝子情報に関する特許の出願、遺伝子特許の取得・活用を推進するための協議会の開催等</p> <p>(2) DNA解析技術を活用した家畜の育種手法の開発及びその利用を図るための経済形質等に関するDNAマーカー等の特定、情報の収集分析、会議の開催及び技術者の養成</p> <p>(3) 牛個体識別システムと電子タグを結びつける新たな仕組みの構築及び牛群管理の自動化・省力化、牛個体識別システムを活用した情報提供等の充実と効率化を図るモデル的な取り組みを支援</p>	<p>社団法人家畜改良事業団 民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>9 生乳流通対策推進事業</p> <p>この事業は、次に掲げる(1)から(2)までの事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 地域の生産動向、消費者の嗜好、国外の需給動向等の調査並びにその調査結果に基づく需給見通し及び生産計画の検討・作成並びに作成された需給見通し及び生産計画の広報等</p> <p>(2) 乳成分、体細胞数、細菌数、抗生物質等の残留についての統一的な検査方法の検討、検査方法に係るマニュアルの作成、研修会の開催等</p>	<p>民間団体等</p>	<p>1/2以内</p>
<p>10 やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業</p> <p>この事業は、栄養成分等に特徴のある青果物の情報提供の取組を推進するため、表示する栄養成分、分析結果等を検討し、栄養成分等自主表示ガイドラインを策定するとともに、量販店において情報提供を行うモデル的取組の推進等を行う事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>11 いぐさ・畳表産地改革推進事業</p> <p>この事業は、いぐさ・畳表等について、需要に応じた生産等に資するため、全国的な視点から需要及び供給量の調査等を行うとともに、畳表の品質向上による海外製品との差別化の検討、畳の消費拡大の取組等を行う事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>12 エコフィード推進対策事業</p> <p>この事業は、エコフィード(食品残さ利用飼料)の全国的な普及を図るため、エコフィードの安定的供給を確保する仕組みの検討、食品関係団体等との連携によるエコフィードの利用及び需給実態調査の実施及び食品産業関係者、生産者、消費者等の関係者の理解の醸成を目的とした普及・啓発等を行う事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>13 和牛精液等流通管理体制構築推進事業</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>

<p>流通経路の実態に即した和牛精液の流通管理体制のモデルを構築するため、精液流通に関係する者からなる協議会の開催、精液ストローの使用実態調査、精液ストローの最終使用情報が精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムの構築・実証等を行う事業とする。</p>		
<p>14 飼料用米農薬安全確保事業 この事業は、食料自給力・食料自給率向上のための戦略作物として飼料用米の生産拡大を図る上で、低コスト技術である籾米の利用の拡大が重要であることから、その安全性を確保するため、籾米に係る農薬の使用や畜産物への残留に係る基準の策定等に必要な作物中の農薬残留試験及び畜産物中の農薬残留試験等を行う事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>
<p>15 優良繁殖雌牛更新促進事業 この事業は、肉用牛の資質向上を図り肉用牛の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛更新計画を策定し、この計画に基づき、農協等が低能力の繁殖雌牛をとう汰した肉用牛繁殖経営に対して優良繁殖雌牛の貸付け等を行う場合に当該優良繁殖雌牛の購入費用の一部助成を行う基金を造成する事業とする。</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>